

2013年6月4日

選挙運動の権利を守る共同センター

構成団体 全国労働組合総連合

自由法曹団

日本国民救援会

[連絡先] 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階

日本国民救援会中央本部 Tel 5842-5842

警察庁長官 米田壯 殿

2013年参議院選挙にあたって 公正で自由な選挙の実現を求める要請書

安倍自民党政権発足後、初の参議院選挙が7月におこなわれます。

この選挙は、新政権発足後最初の国政選挙であり、憲法、TPP、震災問題、原発問題、在日米軍の基地の問題、雇用や暮らしの問題、国民生活など多岐にわたる問題について、政権与党の姿勢が問われる重要な選挙となっています。私たち「選挙運動の権利を守る共同センター」は、公正で自由な選挙をめざし、貴庁に要請します。

日本国憲法第15条第1項は、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利」と規定し、公職選挙法第1条は「この法律は、・・・選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期する」と明記しています。

また、市民的及び政治的権利に関する国際規約（いわゆる国際自由権規約）は、「規約25条（参政権）により保障されている権利の完全な享受を確保するためには、・・・規約19条（意見及び表現の自由）、21条（集会の自由）、22条（結社の自由）に保障されている権利を完全に享受し、尊重することを要求する。」（一般的意見25・para25）とし、2008年10月の国連自由権規約委員会の総括所見は、日本政府にたいして「公職選挙法の下での戸別訪問の禁止、選挙運動期間前に配布可能な文書図画への制限などの表現の自由及び参政権に対して課された非合理的な制約につき懸念を有する」とし、「政治活動及び他の活動を、警察、検察官及び裁判所が過度に制約しないように、表現の自由と参政権に対して課されたいかなる非合理的な法律上の制約をも廃止すべきである」と厳しく指摘しています。

以上のような憲法、法令及び国際人権規約の保障する言論・表現の自由を最大限に尊重して、選挙の時こそ、主権者たる国民が、その権利行使するにあたって判断材料が十分提供されるよう、自由で公正な選挙・政治活動が保障されなければなりません。

にもかかわらず、近時、以下のような政治活動・選挙の公正を著しく踏みにじる弾圧・妨害事件が報告されました。

一 警察による違法な捜査・不当な尾行、張り込みなどの干渉行為

これまでの選挙において、警察は、「選挙違反の取締り」を口実に、革新政党や民主団体・労働組合などの活動を妨害・干渉し、国民の言論・表現活動に対する不当な規制をおこなってきました。近年、30数年ぶりに、国公法違反事件で逮捕、起訴されるという事件が東京都で2件発生しましたが、その一つである国公法弾圧堀越事件では、裁判において、警視庁公安部が長期にわたって計画的に違法な情報収集と捜査を行なって事件を仕立てあげたことが明らかになりました。また、もう一つの世

田谷国公法弾圧事件でも、共産党のビラが配布されたとの通報を受けて同じ警視庁公安部が動いて事件を作りあげています。国公法弾圧堀越事件では、東京高等裁判所が、2010年3月29日、本件の表現活動につき「その態様等や国民の法意識に照らせば、本法（国家公務員）及び本規則の規制目的である国の行政の中立的運営及びそれに対する国民の信頼の確保という保護法益を抽象的にも侵害するものとは、常識的に考えられず、したがって、本件各配布行為に対し、本件罰則規定を適用することは、国家公務員の政治活動の自由に対し、必要やむを得ない限度を超えた制約を加え、これを処罰の対象とするものといわざるを得ず、憲法21条1項及び31条に違反するものである」として無罪の判決を出しています。また、こうした警察の異常な捜査にたいして、「言論封殺の捜査にクギ」

（東京新聞）などマスコミからも強い批判が出されています。今、捜査機関の不当な取締が糾弾されています。現に昨年12月7日には、最高裁が、国公法弾圧堀越事件について、東京高裁の無罪判決を維持し、堀越さんを無罪とする判決を出しています。

全国の警察組織が、「不偏不党、公平中正」を旨とする警察法の規定を遵守し、いやしくも主権者国民の正当な政治活動、選挙運動の自由と権利を侵害することのないよう、適切な指導を徹底されることを強く求めます。

二 マンションなど集合住宅へのビラ配布について

都市部ではマンションなどの集合住宅の住民が多数となる地域が増大していますが、この間東京では、これらの集合住宅にビラ配布に立ち入ったことを「住居侵入罪」として逮捕、起訴する事件がいくつか発生しています。2006年12月葛飾区で発生した政党ビラの配布のために集合住宅に立ち入った行為を逮捕・起訴した事件もその1つです。この事件はすでに罰金刑の判決が確定していますが、最高裁判所は、この判決を「7階から3階までの廊下等」に立ち入った事例であることを明確にしており、ビラの配布を目的とする立ち入り行為を一律違法と判断したものではありません。

そもそも、憲法は、言論表現の自由を保障しており、とりわけ法定ビラや選挙の政策号外ビラなどの配布は、正当な選挙・政治活動であり、有権者の知る権利・選択の自由を保障する行為であって、住居侵入罪や軽犯罪法違反とは全く無縁のものです。直接の全戸配布は全所帯に重要な情報をつたえるための大切な手段です。こうした行動を干渉したり、取り締まったりすること自体、「職権濫用による選挙の自由妨害罪」（公選法226条）にあたる違法行為です。憲法を蹂躪するこのような弾圧事件が二度と起こらないよう貴府の周知を求める。

また、マンションや集合住宅において、管理人が、集合ポストへの法定ビラ等の配布に対して、「配布は禁止している」「警察を呼ぶ」等の干渉を加える事案が多数発生しています。東京23区では選挙公報について2007年6月の調査では23区中13区が選挙公報を全戸配布していますが、選挙公報の配布についてすら、マンション等の管理人が拒否する事態が発生しています。ビラ配布が民主主義の根幹であり、重要な表現行為であることを踏まえた対応を行うよう、全国の警察に徹底することを求める。

三 謀略ビラや暴力による選挙・政治活動への妨害について

過去の選挙でも、特定の政党や候補者・団体を誹謗・中傷する出所不明の謀略ビラ（怪文書）が、投票日の前夜などに全戸配布されるような悪質な行為が多発しています。また、法定ビラの配布などの合法的な宣伝活動に対し、運動員を取り囲んでつきまとって妨害したり、宣伝カーに損壊を加えたりするなど直接的な妨害行為も発生しています。こうした行為は、国民の知る権利を侵すとともに、公職選挙法の「虚偽事項の公表罪」（235条）、「選挙の自由妨害罪」（225条）に該当する犯罪行為です。悪質な選挙妨害等を厳正に取り締まるよう求めます。

四 「ぐるみ選挙」、金権腐敗選挙の徹底した取り締まりについて

これまで厳しく指摘されてきた「企業・団体ぐるみ選挙」は、選挙の自由と人権を侵害するものです。最近でも、企業が、従業員を動員して支持拡大を割り当てて投票させる「企業ぐるみ選挙」が横行しています。これは、憲法が定めた「投票の自由」、個人の「思想・信条の自由」を侵害する行為であり、自由で公正な選挙を蹂躪するものです。

1996年3月の牛島税理士訴訟最高裁判決は、団体が政治献金を強要したり干渉したりすることは、「投票の自由」を侵すことであり、個人の思想・信条の自由を保障した憲法のもとで許されないことを明らかにしています。「企業・団体ぐるみ選挙」によって、国民の審判が大きくゆがめられることは許されません。厳正に取り締まるよう求めます。

五 右翼・暴力集団などによる妨害行為について

右翼・暴力集団などによる選挙運動に対する悪質な妨害行為は、民主政治を否定するものであり、かかる不正を看過せず厳正に取り締まるよう強く求めます。

六 インターネット選挙解禁に関連して

2013年4月19日、いわゆるネット選挙を解禁する公職選挙法（公選法）の一部を改正する法律が成立しました。今回の改正は、本来あるべき国民の選挙運動・政治活動の自由を拡大する重要な一步と評価できます。したがって、こうした趣旨を踏まえて、過度の取締を行うことのないよう、改正内容についての周知の立場から、全国の警察組織に柔軟な対応をするよう指導を求めるべきです。

七 国公法弾圧二事件の最高裁判決

昨年12月7日に、最高裁が、国公法弾圧堀越事件について、東京高裁の無罪判決を維持し、堀越さんを無罪とする判決を出しています。憲法の表現の自由の権利の重要性を確認し、「公務員であっても職務と切り離された私人として行う政治活動は原則自由」という判断が示されたものといえます。この最高裁判決を真摯に受け止め、一般有権者も含めて言論・表現の自由を一層尊重し、マンションでのビラ配布も含め、ビラ配布の自由について言論・表現の自由を踏まえた対応をするよう全国の警察組織に徹底するよう要請します。

以上のような不当な報告を念頭に、自由かつ公正な選挙が行われるよう貴府が適正な指導をされるよう要請します。

以上